

職業安定分科会雇用保険部会（第 87 回（5/23）～第 91 回（9/13））
で出された主な意見について（求職者支援制度関係）（未定稿）

《制度の認知、訓練受講への誘導》

- 制度が十分に認知されているかという点に関連して、典型的な受講者像を把握すべき。

《必要な訓練の確保》

- 産業構造など地域のニーズを踏まえたコース設定が必要であり、訓練の中止率を下げていくためにも、ニーズを把握して受講者と就職の受け皿をマッチングさせることが重要である。
- 訓練の質・量の確保という観点から、訓練の地域的な偏在の解消に資する上でも、中止率に注目する必要がある。
- 受講者と訓練機関との関係など、訓練機関に関する分析も必要ではないか。

《訓練期間中の生活支援の効果》

- 求職者支援制度における職業訓練受講給付金では月 10 万円の給付がなされる一方で、雇用保険制度における基本手当が月 10 万円に満たない者が約 1 割程度いるアンバランスの解決策を検討すべき。
- モラルハザードに留意しつつ、訓練を欠席するやむを得ない理由について、証明方法を多様化するなど、職業訓練受講給付金を受けながら、安心して訓練を受講できる制度運用にすべきではないか。
- 訓練期間中に就職面接を受けた場合でも、やむを得ない理由による欠席とされているが、就職に結びつけることが制度の目的であることを鑑み、何らかの配慮が必要ではないか。
- 交通機関の遅延による遅刻は、やむを得ない理由による欠席とされるが、地域の交通事情も考慮した対応となるよう配慮が必要。

《安定就職》

- 就職率が 7 割を超えるなど効果は出ているが、雇用期間の定めの有無や雇用形態、雇用保険加入状況といった就職の内容について、正確に実態を把握すべき。
- 例えば短期間のアルバイトに就職してもそれを「就職」としてとらえていくべきか。
- 就職できていない方について、訓練内容やハローワークによる支援が適切であったか分析が必要ではないか。

《財源》

- 求職者支援制度の創設時に、国庫負担は 1/2（暫定でさらにその 55%）となり、残りは雇用保険料で賄われることとなったが、これまでの労働政策審議会での議論の通り、国が全額負担すべき。また、緊急人材育成支援事業の残額の活用についても実施すべき。